

# 介護保険のおはなし

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう。

40歳になると介護保険の加入者（被保険者）です。

介護保険制度は、高齢者や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在は介護を必要としている高齢者を支える制度として定着しています。

介護保険は40歳以上の方すべてが加入することになります。40歳を超えると、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる可能性が高まる時期であり、ご自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることもあります。（下記）

介護を社会全体で支えるためにも、皆さんから保険料をご負担いただいているのです。



保険料の  
徴収方法

医療保険料と一体的に40歳になった月から徴収  
(健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担)

## 40歳から介護サービスを利用できます

○65歳以上の方（第1号被保険者）は、原因を問わず要介護（要支援）認定を受けたときに、介護サービスを利用できます。

○40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを利用することができます。



対象者

40歳以上64歳までの健保組合、全国健康保険協会、町の国保などの医療保険加入者（40歳なれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります）

サービスを利用する要件

要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（特定疾病※）による場合に限定（第2号被保険者の介護認定申請は「医療保険の被保険者証」の提示が必要）

※特定疾病とは

1. がん（末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋委縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変症およびパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

ご相談・問合せは保健福祉センター 介護保険係まで



お問い合わせは保健福祉課介護保険係まで (TEL32-2000) まで